

○国立大学法人筑波技術大学科目等履修生規程

〔平成 17 年 10 月 3 日〕
規 程 第 73 号

最終改正 令和 7 年 3 月 28 日規程第 36 号

国立大学法人筑波技術大学科目等履修生規程

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 38 条及び第 70 条に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第 3 条 学部又は大学院の科目等履修生の入学資格は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。

2 産業技術学部、保健科学部、共生社会創成学部、技術科学研究科産業技術学専攻及び技術科学研究科保健科学専攻の授業科目を履修できる者は、前項に加え、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業技術学部又は技術科学研究科産業技術学専攻の授業科目を履修する者は、聴覚障害者で両耳の聴力レベルがおおむね 60 デジベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。
- (2) 保健科学部又は技術科学研究科保健科学専攻の授業科目を履修する者は、視覚障害者で両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることになると認められるものとする。
- (3) 共生社会創成学部の授業科目を履修する者は、共生社会創成学科(聴覚障害コース)においては、聴覚障害者で両耳の聴力レベルがおおむね 60 デジベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のもの、共生社会創成学科(視覚障害コース)においては、視覚障害者で両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることになると認められるものとする。

(入学の出願)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、入学願書に第 10 条第 1 項に規定する検定料及び所定の書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第5条 学長は、本学の教育研究上に支障がない場合に限り、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第10条第1項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 履修期間は、入学を許可された年度内とする。

(単位の認定)

第8条 履修した授業科目については、願い出により試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位修得証明書)

第9条 前条第2項の規定により認定された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学の定める額とする。

2 授業料は、その年度内に履修する授業のすべてについて、入学手続のときに納付しなければならない。

3 第4条、第6条及び第10条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(1) 本学大学院に在学している学生（本学大学院の入学手続完了者を含む。）が学部 of 科目等履修生となる場合。

(2) 本学学部 to 在学している学生が大学院の科目等履修生となる場合。

(既納の授業料等)

第11条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返納しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程に定めがある場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則及び国立大学法人筑波技術大学学生規程（平成17年規程第77号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から運用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。